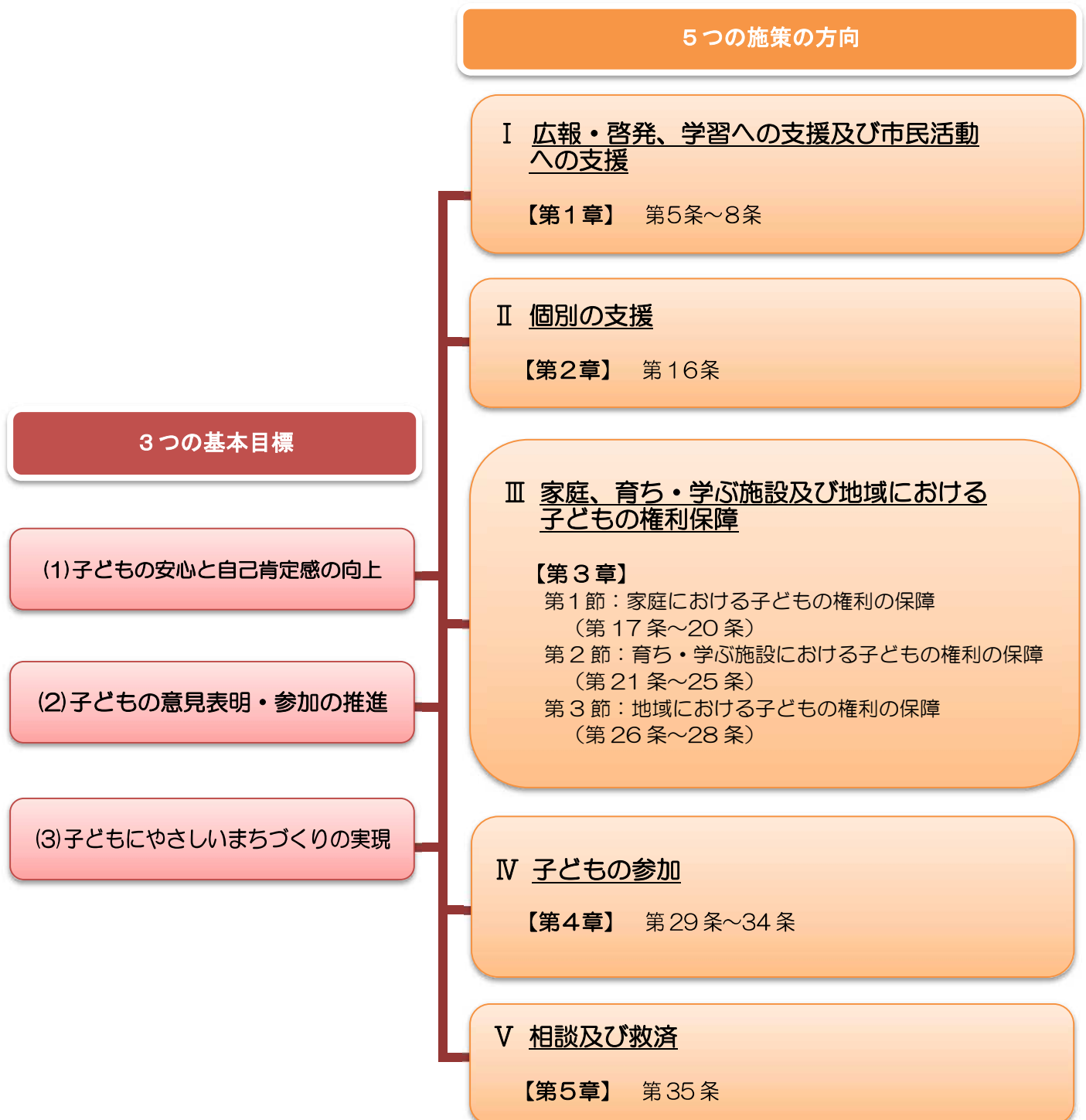


III 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画
における事業の実施状況

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 体系図

行動計画においては、次のとおり3つの基本目標、5つの施策の方向、24の推進施策、45の取組を配置しました。また、特に重点的に取り組むものとして2つの重点的取組を位置付けました。

この体系に基づいて、子どもの権利を保障する施策を推進しました。



24 の推進施策

45 の
取組

- (1) 子どもの権利に関する広報（第 5、6 条）
(2) 子どもの権利学習（第 7 条）
(3) 市民活動団体との連携・支援（第 8 条）

①～⑥
→P.43～

- (4) 個別の必要に応じた支援（第 16 条）
(5) 共生社会に関する理解の促進（第 16 条）

⑦～⑪
→P.50～

- (6) 親等による子どもの権利保障の支援（第 17 条）
(7) 子どもの養育の支援（第 18 条）
(8) 子育てしやすい環境づくり（第 18 条）
(9) 親等による虐待・体罰の防止及び救済等（第 19、20 条）
(10) 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理（第 21、22 条）
(11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等（第 23 条）
(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等（第 24 条）
(13) 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理（第 25 条）
(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等（第 26 条）
(15) 子どもの居場所の確保（第 27 条）
(16) 地域における子どもの活動の支援（第 28 条）

⑫～③③
→P.56～

- (17) 子どもの参加の促進（第 29 条）
(18) 子ども会議の開催と支援（第 30 条）
(19) 地域における子どもの参加活動の拠点づくり（第 31 条）
(20) 自治的活動の奨励（第 32 条）
(21) より開かれた育ち・学ぶ施設（第 33 条）
(22) 子どもの意見の尊重（第 34 条）

③④～④②
→P.80～

- (23) 人権オンブズパーソンによる相談・救済（第 35 条）
(24) 関係機関と連携した相談・救済等（第 35 条）

④③～④⑤
→P.87～

＜重点的取組＞

1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組 ①⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕

2 子どもの参加を支援する取組 ③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕